

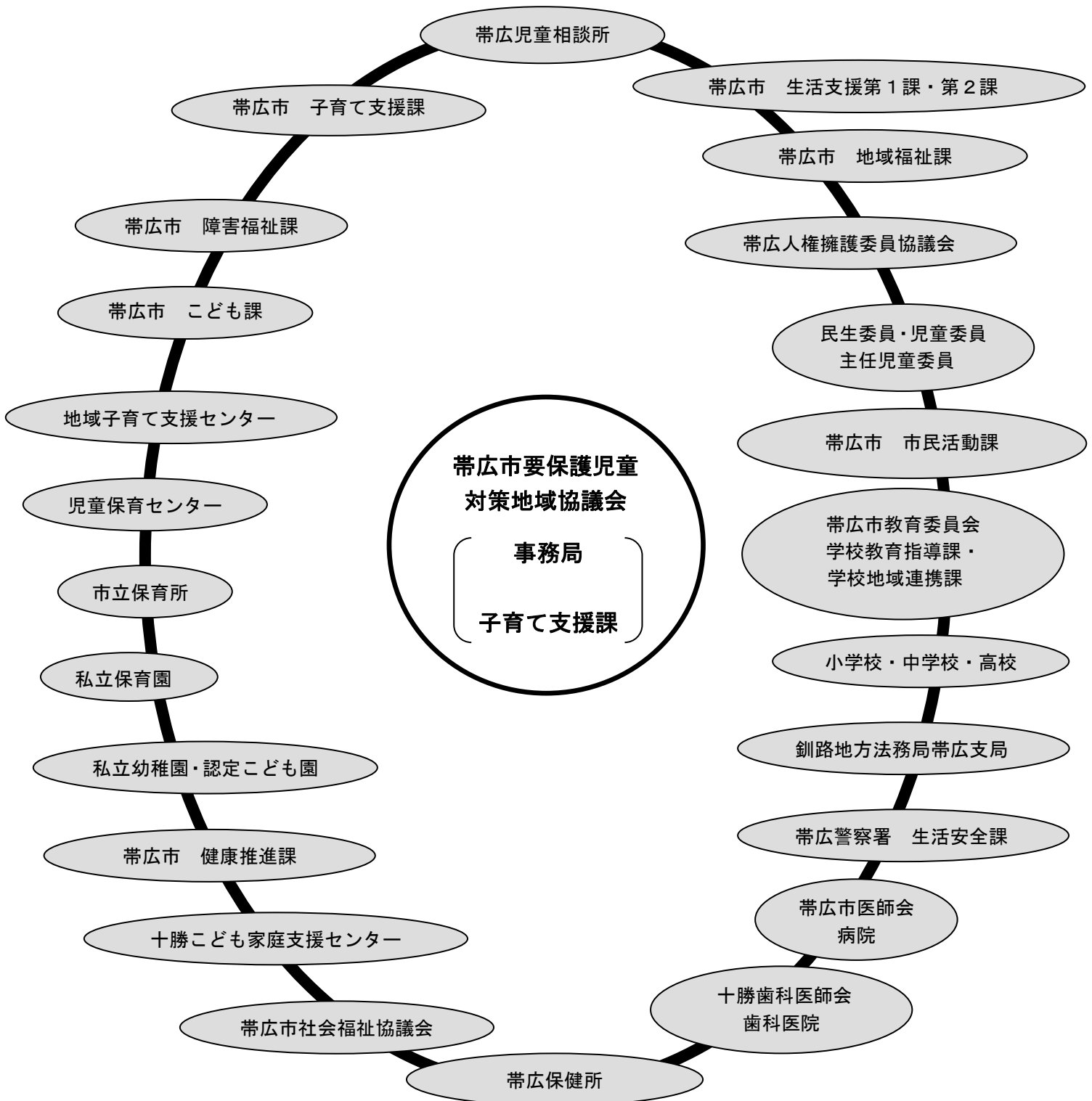
## **IV**▶ **連 携 支 援**

1	帯広市要保護児童対策地域協議会	…………	25
2	帯広市の要保護児童相談の流れ	…………	26

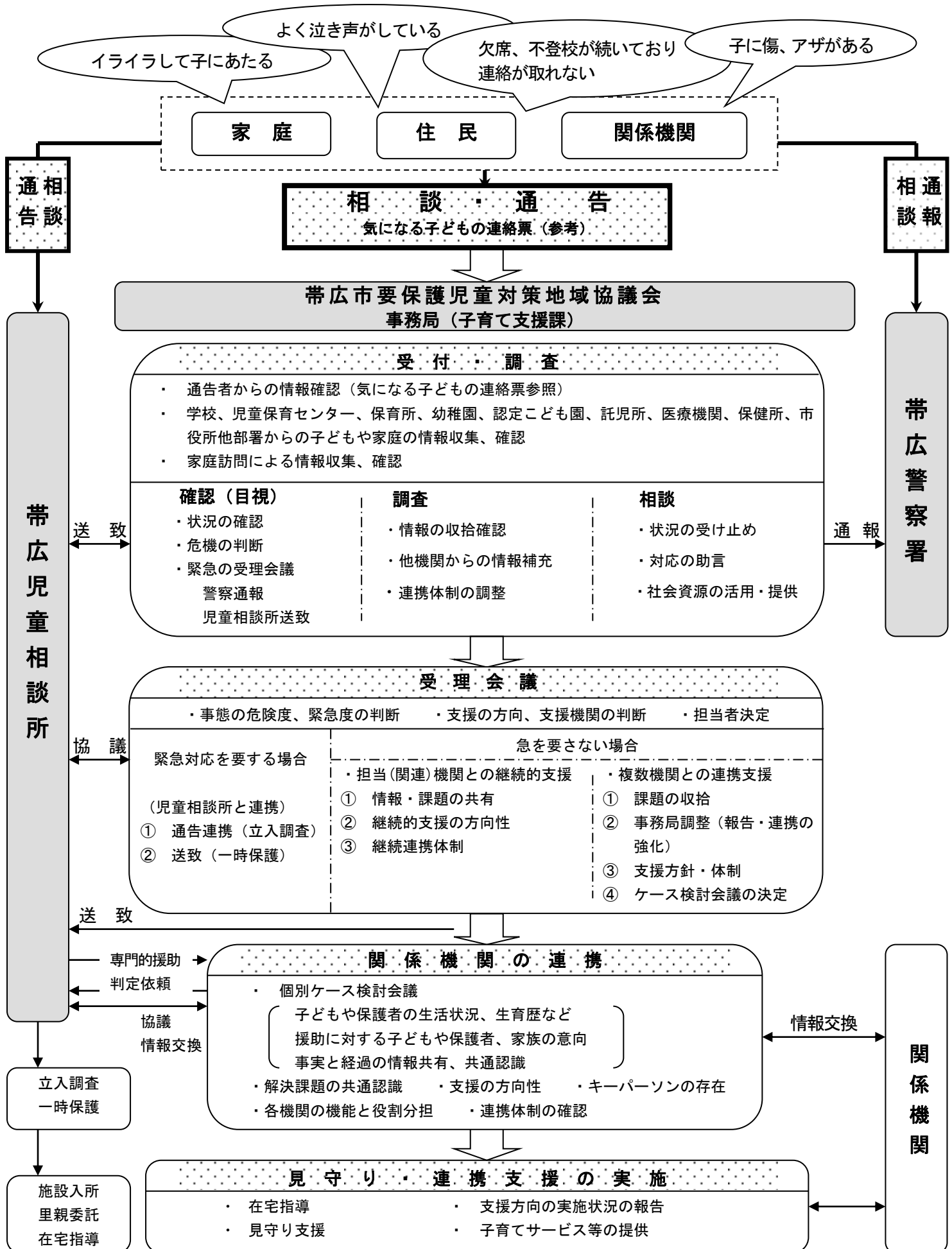
# 1. 帯広市要保護児童対策地域協議会

## 帯広市では子育て支援ネットワークを構築しています。

帯広市では、「要保護児童対策地域協議会」を平成17年度より設置し、その調整機関として帯広市市民福祉部こども福祉室子育て支援課に事務局を置いています。ネットワークを組むことで各機関から多くの情報が集められるため、援助している家庭の状況や問題点が分かりやすくなり、より有効な支援が可能となります。また、役割分担をすることでそれぞれの機関が持つ特長を生かした効果的な援助が可能となります。



## 2. 帯広市の相談・通告の流れ



## 1 相談・通告

虐待を疑ったら、まず、相談・通告をして下さい。帯広市の相談・通告窓口は、子育て支援課（帯広市要保護児童対策地域協議会 0155-25-9700）です。

相談・通告の際には、p30「気になる子どもの連絡票」を参考にしてください。

※ 生命の危険がある、緊急性が高いと感じたときには、直ちに、警察（0155-25-0110）、児童相談所全国共通ダイヤル（189）、または、帯広児童相談所（0155-22-5100）に連絡してください。

大きなケガをしている場合は、まず 119 番し、医療につなぐことが必要です。

## 2 受付・調査

相談・通告を受けた帯広市子育て支援課は「要保護児童対策地域協議会」事務局として、情報の緊急性や危険性を念頭において相談・通告者の意図（期待・願い）に配慮して出来るだけ正確な状況把握に努めます。

迅速な対応や齟齬のない判断などを考慮し、直接現地に赴いて、目視による安否や状況の確認にあたることもあります。また、情報の不足や不明な点を補うために多方面からの情報を求めたりもします。

勿論、相談通告者や協力者の個人情報には尊重し守秘義務を踏まえた対応に心がけます。

### ※ 「現地調査の重要性」

通告に対しては、周辺情報のみならず、早急に現場に行き確認し、その事態を目視することが大切です。時間をかけて現地確認してみると、保護者の状況に違いがあって、虐待の印象（認識）が薄れてしまったり、また、目視した人とならない人で、その事態の認識に温度差を生むことになり、その円滑な支援に支障を来すことがあり、48時間以内の安全確認が必要です。

（平成 19 年 1 月 23 日付 厚労省雇用均等・児童家庭局長通知より）

## 3 受理会議

調整機関である事務局は、受理会議を開き、重篤（緊急）の判断、継続的支援の方向性、関係機関の連携体制の判断をします。また、今後関わっていく担当者を決めます。

- ・重篤（緊急）な場合は、帯広市として児童相談所へ送致・援助を依頼します。
- ・状況によっては、再調査を繰り返し判断します。連携が必要な場合は、関係機関との連絡調整をします。
- ・多くの機関の関わりが必要な場合は、「個別ケース検討会議」の開催について考えます。

## 4 関係機関の連携

一人で抱えこんだり、一つの機関だけで問題を解決するには限界があります。複数の目で見つめ、共通の理解と認識に立つ事が、問題解決への第一歩です。

要保護児童対策地域協議会では、市の関係機関はもとより、関係機関相互の協力体制を円滑にするために、「個別ケース検討会議」を開き、子どもにとって適切な養育環境の見極めと支援方向や関係機関の役割などを協議し、支援に向けて調整します。

大切なのは、関係機関が互いに手をつなぐ事であり、他の各機関に対して役割を押し付ける事ではありません。それぞれが持つ機能を最大限に発揮することで、支援を具体化し充実させる事です。

## 5 見守り・連携支援の実施

見守りの各関係機関は役割を確認し、継続的な支援や見守り体制を整えます。定期的に家庭訪問をするなど、要支援者に寄り添った援助や見守りを続けます。支援体制が決まり、実施が進められた後も、状況に変化や改善点等がみられたら事務局に報告します。

また、事務局は3ヶ月を目途として状況の変化や近況について確認し、継続的な見守りと連携支援の状況を把握します。

子どもの様子や環境に懸念される変化があった場合には、即時に危険度・緊急度、支援方向、連携のあり方について協議・判断し、タイムリーな対応を確認し合います。

## ＜個別ケース検討会議＞

ケース検討会議では、情報交換やケースの総合的な把握と支援の方向性を確認します。どの機関(誰)がどのような支援を行うか、最大限できることを話し合っていきます。招集については帯広市要保護児童対策地域協議会(子育て支援課)が行います。

## ＜通告義務と守秘義務とプライバシーの保護＞

守秘義務より通告義務が優先となります。「児童虐待防止等に関する法律 第6条3項」に規定されています。

### ○通告義務と守秘義務について

医療従事者や公務員が正当な理由なく職務上知り得た秘密を漏らした場合、通常、守秘義務違反に該当し、刑事処罰の対象になります。

しかし、児童虐待通告は、児童福祉法第 25 条や児童虐待防止等に関する法律で通告義務を果たさなければならないことや守秘義務違反に当たらないことが明記されているため、刑事処罰の対象にはなりません。

虐待を発見しやすい立場にいる人には、積極的な通報が求められています。

### ○守秘義務とプライバシーの保護について

守秘義務とは、正当な理由なく情報を漏らしてはならないことを言います。

児童虐待またはその疑いが十分にあったときは、「正当な理由」があると判断されます。

しかし、正当な理由なく他人(第三者)に秘密を漏らした場合には、名誉毀損やプライバシーの侵害になります。

関係機関との情報交換や協議の場では、公務員はもとより、民間の団体のメンバーも相談援助活動上知り得た個人のプライバシーの保護に、細心の注意を払う必要があります。また、ケース検討会議の招集、開催がされた情報について、外部にも当事者にも漏らしてはなりません。

### ○相談・通告者を守る義務

相談・通告を受けた児童相談所、市の職員、さらにその仲介をした人は、職務上知り得た事項で、通告した人を特定する情報を漏らしてはならないことが、児童虐待の防止等に関する法律第7条に定められています。

したがって、相談を取り扱う機関は、相談・通告をした人に関する情報を養育者などに教えてはなりません。

相談・通告した人が面倒に巻き込まれたり、養育者との信頼関係を損なうといったことのないよう配慮しなければなりません。